

●香川県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年5月2日

香川県監査委員	木下典幸
同	大西均
同	五所野尾恭一
同	都築信行

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 令和3年度
- 3 監査の実施内容 香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、次の監査対象機関に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

監査対象機関	監査年月日
埋蔵文化財センター	令和4年1月14日
高松南高等学校	令和4年1月17日
丸亀高等学校	令和4年1月19日
善通寺第一高等学校	〃
観音寺総合高等学校	令和4年1月20日
坂出高等学校	〃
坂出商業高等学校	令和4年1月21日
坂出工業高等学校	〃
教育センター	令和4年1月26日
五色台少年自然センター	〃
高松西高等学校	令和4年2月1日
香川中部養護学校	〃
香川東部養護学校	令和4年2月2日
高松高等学校	〃
義務教育課	〃
新県立体育館整備推進課	〃
三木高等学校	令和4年2月4日
津田高等学校	〃
生涯学習・文化財課	〃
人権・同和教育課	〃
特別支援教育課	〃
総務課	令和4年2月10日
健康福利課	〃
高校教育課	〃
保健体育課	〃

高松北高等学校	令和4年3月25日
高松北中学校	〃
香川西部養護学校	〃
西部教育事務所	〃
高松養護学校	〃
盲学校	〃
笠田高等学校	〃
屋島少年自然の家	〃
高松桜井高等学校	〃
聾学校	〃
石田高等学校	〃
高瀬高等学校	〃
三本松高等学校	〃
高松工芸高等学校	〃
高松東高等学校	〃
農業経営高等学校	〃
小豆島中央高等学校	〃
志度高等学校	〃
飯山高等学校	〃
香川丸亀養護学校	〃
香川中央高等学校	〃
高松商業高等学校	〃
多度津高等学校	〃
丸亀城西高等学校	〃
観音寺第一高等学校	〃
図書館	〃
東部教育事務所	〃
善通寺養護学校	〃
琴平高等学校	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 手当について

超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる過大支給があった。(保健体育課)

イ 収入について

(ア) 現金受払簿について、領収書と現金との照合ができていないものがあった。(香川中部養護学校)

(イ) 代替証券を受領したにもかかわらず、証券受払簿に登録していないものがあつた。(生涯学習・文化財課)

ウ 財産について

パソコンについて、不用品として廃棄決定の処理をしたにもかかわらず、長期にわたり廃棄処分をしていないものがあつた。(教委総務課)

(3) 検討指示事項

ア 収入について

高等学校等奨学金について、収入未済額の増加が続いていることから、その改善に向けた対策を検討されたい。(高校教育課)